

(案)

方向 3 介護サービス基盤の充実と介護人材の活躍を支えるために

高齢者人口が増加することに伴う介護サービス需要の増加に対して、地域の特性を踏まえ、効果的な介護サービスの提供体制を整備するとともに、サービスを支える介護人材の確保と質の向上、さらに、介護現場の業務効率化など働きやすい環境づくりを進めます。

[施策6] 効果的な介護サービス基盤の整備

介護サービスの需要を中長期的に踏まえ、高齢者が適切な介護サービスを受けることができるよう、サービス基盤の整備を進めます。特別養護老人ホームなどの施設サービスや認知症高齢者グループホームなどの地域密着型サービスについては、サービス付き高齢者住宅や有料老人ホームの設置状況を考慮し、地域の実情も踏まえ、計画的な整備に努めます。また、提供されるサービスの質を確保するため、事業所・施設への支援を継続的に行います。

さらに、大規模災害や新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、避難訓練の実施や感染拡大防止策の周知啓発、感染症対策に必要な物資の備蓄など、継続してサービスが提供できる体制づくりに取り組みます。

(1) 介護サービス基盤の整備

施設サービスについては、入所申込者の希望等を的確に把握するとともに、高齢者人口の中長期的な動向を見据え、適切な量の施設整備を継続的に実施します。

さらに、小規模多機能型居宅介護などの地域密着型サービスの整備を進め、日常生活圏域におけるさまざまな社会資源との連携が図られることで、高齢者が必要な介護サービスを選択し、住み慣れた地域で暮らし続けられる環境を整えていきます。

主な取り組み (案)

【特別養護老人ホーム等施設の計画的な整備】

- ◆ 特別養護老人ホームの整備
- ◆ 介護老人保健施設等の整備
- ◆ 特定施設入居者生活介護の整備

【地域密着型サービスの計画的な整備】

- ◆ 認知症対応型共同生活介護の整備
- ◆ 小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護の整備
- ◆ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備

【介護サービス基盤整備の目標】

計画期間（令和3～5年度）内の整備量の目標は、次のとおりです。

※数字は選定ベースです。令和2年度の状況は、今後実施する公募における選定予定数を含めた見込み数になります。

①特別養護老人ホーム

入居希望者の状況やアンケート調査の結果等を踏まえ、必要数を整備します。

令和2年度の状況	令和5年度の状況	次期計画の整備量
5,392人分	5,612人分	220人分※

※特別養護老人ホーム併設短期入所生活介護（ショートステイ）からの転換や既存施設の増床といった既存施設の活用を最大限考慮します。

②介護老人保健施設

入居希望者の状況やアンケート調査の結果等を踏まえ、必要数を整備します。

令和2年度の状況	令和5年度の状況	次期計画の整備量
3,579人分	3,689人分	110人分※

※平成30年度から創設された介護医療院については、前計画における整備はありませんでしたが、医学的な管理が必要な要介護者に対するサービスとして、介護老人保健施設入居者や入居希望者の新たな選択肢となることを想定し、介護医療院も含めた整備数とします。

なお、介護医療院は、医療療養病床からの転換が可能ですが、医療療養病床から介護保険施設等への転換に伴う利用定員の増加分は、上記の計画数に含めていません。

③認知症高齢者グループホーム

入居希望者の状況やアンケート調査の結果等を踏まえ、必要数を整備します。

令和2年度の状況	令和5年度の状況	次期計画の整備量
2,159人分	2,294人分	135人分

④小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護

16の日常生活圏域が未整備となっている状況等を踏まえ、必要数を整備します。

令和2年度の状況	令和5年度の状況	次期計画の整備量
64事業所	76事業所	12事業所

⑤特定施設入居者生活介護

住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅等の整備状況や施設の役割、利用ニーズ等を踏まえ、必要数を整備します。

令和2年度の状況	令和5年度の状況	次期計画の整備量
2,816人分	3,146人分	330人分

(2) サービスを提供する事業所・施設への支援

介護保険により提供されるサービスの質を確保し、高齢者がより適切なサービスを受けられるよう、事業所・施設への支援を行います。

また、大規模災害の発生や様々な感染症の流行時においても、事業所・施設が継続してサービスが提供できるような体制づくりに取り組みます。

主な取り組み (案)
◆ 介護支援専門員（ケアマネージャー）研修の実施
◆ 居宅介護支援事業所・介護予防支援事業所のケアプラン点検による質の高いケアマネジメントのための支援
◆ 介護事業所の連絡会・勉強会の開催・運営に対する支援
◆ 介護相談員派遣事業の実施
◆ サービス提供における好事例等の共有化や情報発信
◆ 災害時の具体的な行動計画の確認や避難訓練実施に関する指導及び助言
◆ 感染症拡大防止策の周知啓発・研修の実施
◆ 災害時・感染症拡大時に必要な物資の備蓄及び事業所・施設への衛生用品の提供等の支援

[施策7] 多様な介護人材の確保・育成と働きやすい環境づくりの推進

将来にわたって介護人材が確保され、質の高いサービスが安定的に提供されるよう、多様な人材の参入など介護人材のすそ野を広げる取り組みの推進や介護職員のキャリア形成、スキルアップへの支援をします。

また、業務の効率化を図ることにより、介護現場の生産性を高めるとともに、介護職員の業務負担を軽減し、働きやすい環境づくりを推進します。

(1) 介護人材のすそ野を広げる取り組みの推進

現役世代やフルタイム従事者の確保に加え、介護現場における業務仕分けや介護助手の活用を通じて、地域の元気高齢者をはじめとした多様な人材の参入を促進します。

また、将来の介護の担い手となる若い世代に対し、介護の仕事の魅力について中長期的な啓発を継続して行います。

①多様な介護人材確保に向けた取り組みの推進

事業者関係団体等と連携して広報・啓発を行うなど、事業者による介護人材確保に向けた取り組みを支援します。

また、宮城県との連携のもと、元気高齢者など地域の介護人材の担い手づくりを進めるほか、外国人介護労働者の活用に向けた支援を行います。

主な取り組み（案）
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 事業者関係団体等が主催する合同就職説明会への参加・協力 ◆ 介護関連職種の養成機関（大学、専門学校等）における進路指導（就職活動）への協力 ◆ 専門職の関係団体等と連携した未就業の資格保有者（看護師、介護福祉士等）への就業の働き掛け ◆ 関係団体等と連携した介護関連職種のイメージアップにつながる広報・啓発の実施 ◆ 事業者における職員採用に向けた支援 ◆ 元気高齢者など地域での介護人材の担い手づくり ◆ 訪問支援員の育成 ◆ 外国人介護労働者の活用に向けた支援

②若い世代の職業意識の醸成

若い世代に対し、介護講座の実施や職場体験を通じて介護に関する職業意識を醸成するなど、将来の介護の担い手確保に向けた取り組みを進めます。

主な取り組み（案）
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 若い世代を対象とした広報・啓発の展開 ◆ 小学生向け介護講座の実施 ◆ 中学生における職場体験活動への事業所の参加促進 ◆ 介護関連職種の養成機関（大学、専門学校等）における進路指導（就職活動）への協力（再掲）

（2）継続して働く意欲を高める取り組みの推進

介護職員の処遇改善や負担軽減、職場環境の向上に向けた取り組みを進め、介護の現場で継続して働く意欲を高めるための支援を行います。

また、介護職員が将来への展望を持って働き続けることができ、能力・資格・経験等に応じた適切な処遇がなされるよう、キャリアパスの確立に向けた取り組みを促進します。

①働きやすい環境づくりの支援

処遇改善加算が適切に運用され、介護職員の賃金改善に充てられるとともに、キャリア形成や労働環境の整備に活用されるよう、指導・助言を行います。

また、職員の定着を図るための手法に関する事業者との情報交換や、研修機会の確保など、職員の処遇改善、職場環境の向上に向けた取り組みのほか、離職防止につながる取り組みを推進します。

主な取り組み（案）

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">◆ 処遇改善加算の適切な運用の確保◆ 業務実態に即した適切な介護報酬水準確保についての国への働き掛け◆ 事業所への指導監査等を通じた職員の勤務実態・職場環境の把握と適切な指導・助言の実施◆ 職員の定着を図るための手法に関する事業者との情報交換や研修の機会の確保◆ 介護事業所の連絡会・勉強会の開催・運営に対する支援(再掲)◆ 勤務形態の多様化など有資格者が就業しやすくなるための環境整備の促進◆ 介護の職場電話相談窓口の設置 |
|--|

②キャリアパスの確立の支援

介護職員が将来へ展望を持って介護現場で働き続けることができ、能力・資格・経験等に応じた適切な処遇がなされるよう、キャリアパスの確立に向けた取り組みを促進します。

主な取り組み（案）

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">◆ 介護事業者におけるキャリアパスの仕組みの導入状況の把握・分析◆ キャリアパスの確立に向けた事業者関係団体等との協議・検討◆ キャリアパスに関する事業者との情報交換や研修の機会の確保 |
|--|

(3) 介護人材の資質の向上

各種研修の実施を通じて職員のスキルアップを図るとともに、認知症高齢者や医療依存度の高い要介護者等に関する内容を研修で取り上げていくなど、多様化・高度化するニーズに対応できる質の高い人材の確保に取り組んでいきます。

また、事業者による人材育成や介護サービスの質の向上への取り組みを支援するため、事業者の連携強化や好事例等の情報共有を図ります。

主な取り組み (案)
<ul style="list-style-type: none">◆ 介護支援専門員（ケアマネジャー）に対する研修の実施（再掲）◆ 地域包括支援センター職員を対象とした研修等の実施（再掲）◆ 介護職員等を対象とした研修の実施・充実（医療依存度の高い重度の要介護者や多職種連携、看取り等に関する研修内容の検討・実施）◆ 認知症介護指導者養成研修の実施（再掲）◆ 認知症対応型サービス事業開設者研修、管理者研修の実施（再掲）◆ 認知症介護基礎研修、認知症介護実践研修（実践者研修、実践リーダー研修）の実施（再掲）◆ ユニットケア研修の実施◆ 介護職スキルアップ研修への参加促進◆ 事業者における人材育成への支援・協力◆ サービス提供における好事例等の共有化や情報発信（再掲）◆ 介護に関する専門知識・技能の習得に関する研修の情報提供

(4) 業務の効率化に向けた取り組みの強化

業務の効率化や生産性向上を図るため、介護ロボットやICTの活用や文書量削減を進めるなど、介護従事者の負担軽減に向けた取り組みを進めます。

主な取り組み (案)
<ul style="list-style-type: none">◆ 介護ロボットやICTの活用による、介護職員の身体的・精神的負担の軽減に向けた支援◆ 文書負担軽減に向けた取り組み